

## 総会

配布：一般

2016年2月23日

### 第70会期

議事日程議題 20(c)

#### 2015年12月22日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書 (A/70/472/Add.3) に基づく]

#### 70/203. 世界津波啓発デー

総会は、

国際連合第3回防災世界会議で採択され、2015年6月3日の総会決議 69/283 で総会により是認された、仙台宣言および仙台防災枠組 2015-2030 を想起し、そして仙台枠組の行動のための優先事項の一つは、予防および緩和のために並びに持続可能な開発を達成する取組を損ない続けている災害に対する適切な備えおよび効果的な対応の策定と実施のために災害リスクについて理解することであることを認識し、

その中で、普遍的なそして変革する持続可能な開発目標と具体的目標の包括的な、遠大なまた人々中心の一揃いを総会が採択した、「私たちの世界を変革すること：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議 70/1、2030 までこのアジェンダの完全実施のために精力的に活動することに対する総会の公約、極度の貧困を含む、あらゆるその形態および局面における貧困を削減することは、最大の世界的課題でありまた持続可能な開発のための欠くことのできない要件であるという総会の認識、釣り合いのとれたまた統合されたやり方で、経済的、社会的および環境的というその三つの局面で持続可能な開発を達成することまたミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対する総会の公約そしてそのやり残した仕事に対処することを求めることを再確認し

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの不可分の部分であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で目標実施のその手段を状況に当てはめるのに役立つ、そして資金調達の課題に対処する強い政治的公約と世界的なパートナーシップと連帯の精神で持続可能な開発のためのあらゆるレベルで可能にする環境を創り出すことを再確認する、第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動計画に関する 2015 年 7 月 27 日の総会決議 69/313 もまた再確認し、

2014 年 12 月 19 日の総会決議 69/219 を想起しそして 2009 年に、総会が、国際防災の日<sup>1</sup>として祝う日として 10 月 13 日を選定したことを再確認し、

2015 年 5 月 22 日と 23 日に開催された第 7 回日本－太平洋島嶼国首脳会議の首脳宣言において、そして 2015 年 7 月 4 日の第 7 回メコン－日本サミットで採択された、メコン－日本協力のための新東京戦略 2015 において表明された、世界津波デーの創設に対する支持を認識し、

国際年の宣言に関する 1998 年 12 月 15 日の 53/199 と 2006 年 12 月 20 日の 61/185 の総会諸決議、および国際年と記念祭に関する 1980 年 7 月 25 日の経済社会理事会決議 1980/67、とりわけ国際年/デーの宣言のための合意された基準に関するその付属文書の第 1 項から第 10 項を、並びにその計画と資金調達のための基本的な準備が為される前に国際年/デーが宣言されるべきでないことを述べている第 13 および 14 項を再確認し、

津波が、多くの人命を奪いそしてものすごい被害を引き起こしてきたこと、また、なかんずく、1960 年のチリ、1976 年のフィリピン、1998 年のパプア・ニューギニア、1999 年のトルコ、2001 年のペルー、2004 年のインド洋沿岸諸国家、2009 年のサモアおよびトンガの沿岸沖そして 2011 年の東日本において、目撃されたように、多くの諸国の共通の課題であることを強調し、

早期警戒システム、伝統的知識の利用および仙台防災枠組 2015-2030 において言及されたように、人々の生命を守りそして津波により引き起こされる損害を予防するため復旧、再建および復興の段階における「被災前よりも良い社会を目指す復興」の概念を通じた準備の重要性と情報の迅速な普及を認識し、

---

<sup>1</sup> 決議 64/200 を参照。

1. 世界津波啓発デーとして 11 月 5 日を選定することを決定する<sup>2</sup>。

2. 全ての加盟国、国際連合制度の諸機関、その他の国際的なまた地域的な機構、並びに非政府組織と個人を含む市民社会に対し、津波により引き起こされるリスクについての市民意識を向上させるため、適切なやり方でまた国の優先事項に従って、世界津波啓発デーを祝うことを招請する。

3. 国際防災戦略事務局に対して、関連する国際連合制度の機関と共同して、経済社会理事会決議 1980/67 の付属文書の規定を念頭に置きつつ、世界津波啓発デーの遵守を促進することを要請し、また本決議の実施から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金で支払われるべきことを強調する。

第 81 回本会議

2015 年 12 月 22 日

---

<sup>2</sup> 11 月 5 日の選定は、1854 年 11 月 5 日に、彼の稲束に火を付け、それで津波についての情報を素早く広め、村の避難を導くことにより、自らの財産を使って村の住人の生命を救った一人の村人についての逸話「稲むらの火」から来ている。そしてそのことでそれから彼は、被災前よりも良い社会を目指す復興に対する取組を行った